

芳賀町農業集落排水事業経営戦略

令和3年3月

芳賀町建設産業部建設課

芳賀町農業集落排水事業経営戦略

団 体 名 : 芳賀町

事 業 名 : 農業集落排水事業

策 定 日 : 令和 3 年 3 月

計 画 期 間 : 令和 2 年度 ~ 令和 11 年度

1. 事業概要

(1) 事業の現況

① 施設

供用開始年度 (供用開始後年数)	別紙1参照	法適(全部適用・一部適用) 非適の区分	非適用
処理区域内人口密度	別紙1参照	流域下水道等への 接続の有無	無し
処 理 区 数	8地区(稲毛田、城興寺、上給、五行、東水沼、社后、八ツ木、下高中部地区)		
処 理 場 数	8処理場(稲毛田、城興寺、上給、五行、東水沼、社后、八ツ木、下高中部地区農業集落排水処理施設)		
広域化・共同化・最適化 実施状況*1	無し		

*1 「広域化」とは、一部事務組合による事業実施等の他の自治体との事業統合、流域下水道への接続を指す。
「共同化」とは、複数の自治体で共同して使用する施設の建設(定住自立圏構想や連携中枢都市圏に基づくものを含む)、広域化・共同化を推進するための計画に基づき実施する施設の整備(総務副大臣通知)、事務の一部を共同して管理・執行する場合(料金徴収等の事務の一部を一部事務組合によって実施する場合等)を指す。
「最適化」とは、①他の事業との統廃合、②公共下水・集排、浄化槽等の各種処理施設の中から、地理的・社会的条件に応じて最適なものを選択すること(処理区の統廃合を含む。)、③施設の統廃合(処理区の統廃合を伴わない。)を指す。

② 使用料

一般家庭用使用料体系の 概要・考え方	世帯割:2,619円 人数割:314円				
業務用使用料体系の 概要・考え方	世帯割:2,619円 人数割:下記のとおり 鮮魚業 人数=店舗床面積(m ²)×0.10 理髪店 人数=店舗床面積(m ²)×0.072 飲食店 人数=店舗床面積(m ²)×0.065 小売店 人数=店舗床面積(m ²)×0.05 ガソリンスタンド 人数=便器数×1.25				
その他の使用料体系の 概要・考え方	世帯割:2,619円 人数割:下記のとおり 学校 人数=教職員・児童×0.25 工場、作業所、事務所 人数=従業員等×0.30 集会場 人数=床面積(m ²)×0.02 公衆便所 人数=便器数×1.25 デイサービスセンター 人数=定員				
条例上の使用料*2 (20m ² あたり) ※過去3年度分を記載	令和元年度	3,561 円	実質的な使用料*3 (20m ² あたり) ※過去3年度分を記載	令和元年度	1,990 円
	平成30年度	3,495 円		平成30年度	2,473 円
	平成29年度	3,495 円		平成29年度	2,193 円

*2 条例上の使用料とは、一般家庭における20m²あたりの使用料をいう。

*3 実質的な使用料とは、料金収入の合計を有収水量の合計で除した値に20m³を乗じたもの(家庭用のみでなく業務用を含む)をいう。

③ 組織

職 員 数	3名(うち会計年度任用職員1名)
事業運営組織	建設産業部建設課下水道係において農業集落排水、公共下水道、浄化槽事業の運営を行っている。

(2) 民間活力の活用等

民間活用の状況	ア 民間委託 (包括的民間委託を含む)	施設維持管理業務の一部について民間業者に委託している。
	イ 指定管理者制度	現在の民間委託を継続しつつ、包括的民間委託等を検討します。指定管理者制度については未検討です。
	ウ PPP・PFI	現在の民間委託を継続しつつ、包括的民間委託等を検討します。PP P・PFIについては未検討です。
資産活用の状況	ア エネルギー利用 (下水熱・下水汚泥・発電等) *4	該当なし
	イ 土地・施設等利用 (未利用土地・施設の活用等) *5	該当なし

*4 「エネルギー利用」とは、下水汚泥・下水熱等、下水道事業の実施に伴い生じる資源(資産を含む)を用いた収入増につながる取組を指す。

*5 「土地・施設等利用」とは、土地・建物等、下水道事業の実施に不可欠な資産を用いた、収入増につながる取組を指す(単純な売却は除く)。

(3) 経営比較分析表を活用した現状分析:別紙2のとおり

<p>添付した「経営比較分析表」は、令和元年度決算書の数値によるものです。 「経営比較分析表」は、経営及び施設の状況を表す経営指標を活用し、本町の経年比較や他の類似団体との比較をすることができます。 複数の指標を組み合わせた分析を行い、経営の現状及び課題を的確かつ簡明に把握することが可能です。 今後、より正確な経営状況及び財政状況を把握するため、令和6年度より地方公営企業会計に移行する予定です。</p> <p>※直近の経営比較分析表について、芳賀町ホームページ上で公開しています。 https://www.town.tochighiga.lg.jp/kurashi/sumai/haisuishori/gesuidou/keieihikaku/keieihikakubunnsekih26.html</p>
--

2. 経営の基本方針

農業集落排水は、農村部の家庭や事業所等の生活排水を処理し、用排水路や農村周辺の水環境を保全することを目的とした重要な事業です。全8地区の処理施設の整備は既に完了しておりますが、施設の老朽化に伴う維持管理費の増加により、財政の状況は厳しくなっています。

今後も将来にわたり事業を継続していくため、以下の基本方針を柱として経営を行っていきます。

■効率的な事業執行

これまでと同様に民間委託の活用により業務の効率化を図りつつ、コスト削減に努めます。また、他団体で採用されている包括的民間委託等についても今後検討していきます。

■収入の確保による財政基盤の強化

財源確保のため、加入者の増加や接続率向上などに取り組みます。また、使用料賦課業務を委託している芳賀中部上水道企業団と緊密に連携を取りながら、使用料の確実な徴収を進めていきます。

■公営企業会計の適用

令和6年度から公営企業会計を適用し、経営の状況や問題点を明確化することで、将来の適切な維持管理や更新の計画策定に役立てていきます。

3. 投資・財政計画(収支計画)

(1) 投資・財政計画(収支計画) : 別紙3のとおり

※ 赤字がある場合には(3)において、その解消方法が示されていることが必要

(2) 投資・財政計画(収支計画)の策定に当たっての説明

① 収支計画のうち投資についての説明

管渠や処理場の整備が既に完了しており、現在は施設の維持管理が主になっているため、新規の建設工事は計上していません。

② 収支計画のうち財源についての説明

財源計画では以下の事項を考慮しています。

■使用料収入の見直し、使用料の見直しに関する事項

使用料収入は、過去5年間の収入の推移を基準値とし、芳賀町の将来推計人口(2019年実施)の変化率を掛けて算出しています。今回の計画期間内では、新規整備による水洗化率の向上を優先し、使用料の改定は見込んでいません。

■企業債に関する事項

公営企業会計への移行に係る業務の財源として、公営企業会計適用債の起債を見込んでいます。

■繰入金に関する事項

他会計繰入金については、繰出基準に基づく元利償還金の繰入に加え、経営の安定を図るため、一部基準外に係る繰入も見込んでいます。

③ 収支計画のうち投資以外の経費についての説明

委託費、修繕費、動力費などの費用については、処理水量と費用の増減の割合が必ずしも相関関係にないことから、令和2年度までは実績値を計上し、それ以降は過去5年間の平均値にて算定しました。

(3) 投資・財政計画(収支計画)に未反映の取組や今後検討予定の取組の概要

(1)において、純損益(法適用)又は実質収支(法非適用)が計画期間の最終年度で黒字とならず、赤字が発生している場合には、赤字の解消に向けた取組の方向性、検討体制・スケジュールや必要に応じて経費回収率等の指標に係る目標値を記載すること。

* (1)において黒字の場合においても、投資・財政計画(収支計画)に反映することができなかった検討中の取組や今後検討予定の取組について、その内容等を記載すること。

① 今後の投資についての考え方・検討状況

* 処理区ごとに考え方が異なる場合は、処理区ごとに記載すること

広域化・共同化・最適化に関する事項	将来的な公共下水道事業との統廃合の可能性についても検討していきます。
投資の平準化に関する事項	施設が老朽化している状況を踏まえ、施設の最適管理を目的としたストックマネジメント計画の策定を検討し、投資の平準化を図ります。
民間活力の活用に関する事項 (PPP/PFIなど)	現在の民間委託を継続しつつ、包括的民間委託等についても検討していきます。
その他の取組	該当なし

② 今後の財源についての考え方・検討状況

使用料の見直しに関する事項	現状で経費回収率が100%未満となっており、今後の施設の更新の必要性も考慮しながら、急激な負担を避けられるよう、使用料の見直しについても検討していきます。
資産活用による収入増加の取組について	該当なし
その他の取組	該当なし

③ 投資以外の経費についての考え方・検討状況

民間活力の活用に関する事項 (包括的民間委託等の民間委託、指定管理者制度、PPP/PFIなど)	現在の民間委託を継続しつつ、包括的民間委託についても検討していきます。
職員給与費に関する事項	現在は一般会計で負担しており、変更の予定はありません。ただし、地方公営企業法の適用を受ける際には、経費に計上します。
動力費に関する事項	必要に応じて電力会社との契約形態を見直すなどして経費削減に努めます。
薬品費に関する事項	民間業者に委託している維持管理業務委託の中に、薬品費を含んでいます。
修繕費に関する事項	現在は独自の修繕計画に基づく修繕のほか、雨天時処理水量が大幅に増加している地区について、順次不明水調査結果による修繕を実施していますが、将来的にはストックマネジメント計画を策定し、計画に基づく適切な修繕を実施していくことで、費用の平準化および経費の削減を図ります。
委託費に関する事項	統合できる委託業務の有無について再検討し、経費の削減及び効率化に努めます。
その他の取組	財源確保のため、加入者の増加や接続率向上などに取り組みます。

5. 経営戦略の事後検証、改定等に関する事項

経営戦略の事後検証、改定等に関する事項	毎年度、進捗管理(モニタリング)を行い、5年ごとに本戦略の見直し(ローリング)を行うことにより、P/DCAサイクルを効果的に回し、事後検証及び更新を実施する。
---------------------	---

芳賀町農業集落排水処理施設概要

(令和元年度末現在)

処理施設名称	処理地区	供用開始年度 (供用開始後年数)	処理区内人口 (人)	処理区内接続人口 (人)	処理区人口密度 (人/ha)
稲毛田地区 農業集落排水処理施設	稲毛田(新田、下町、宿上、上新田)	昭和63年度 (31年)	367	367	6.2
城興寺地区 農業集落排水処理施設	下延生(城興寺、下郷東、下郷、下郷南、下郷元)	平成3年度 (28年)	181	181	7.5
上給地区 農業集落排水処理施設	上稲毛田(稲協、稲荷沢、稲南、前畑、稲宿、稲中、新生) 給部(給東、給中)	平成6年度 (25年)	342	341	6.1
五行地区 農業集落排水処理施設	東高橋(栄町、坊新田、新谷)	平成9年度 (22年)	224	224	4.3
東水沼地区 農業集落排水処理施設	東水沼(宿免、梨木、唐桶、和泉、和泉台、桜田、明和)	平成11年度 (20年)	1,114	1,106	8.6
社后地区 農業集落排水処理施設	稲毛田(社后)	平成12年度 (19年)	90	90	2.3
八ツ木地区 農業集落排水処理施設	芳志戸(上岡北、飯島、般若塚) 八ツ木(八宿下、八宿上、八西、八新田、八南、八中、八北)	平成14年度 (17年)	435	408	2.9
下高中部地区 農業集落排水処理施設	下高根沢(堀合、古谷、下中部、梶内、梶内西、行沢、天神、石塚、高田、宮田東、宮田西、協和、西山根、五ヶ東) 芳志戸(久津方)	平成15年度 (16年)	397	370	2.2
合計			3,150	3,087	

経営比較分析表（令和元年度決算）

栃木県 芳賀町

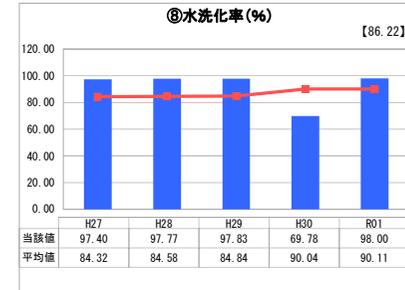
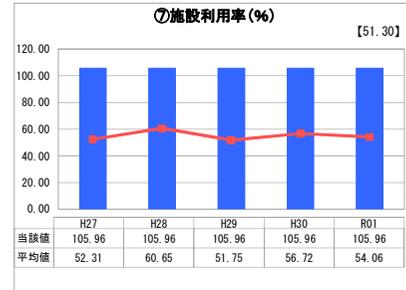
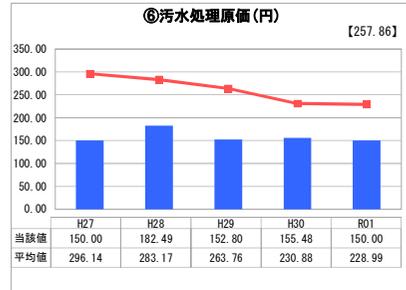
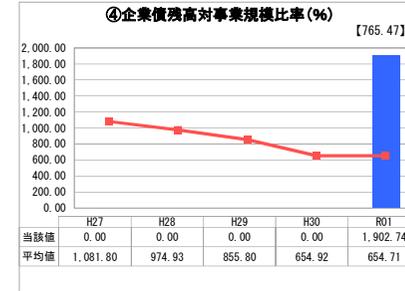
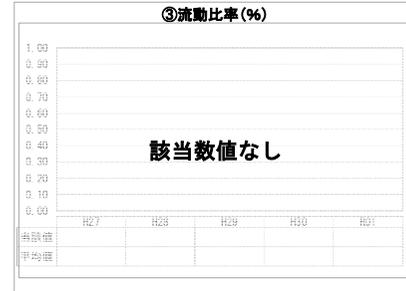
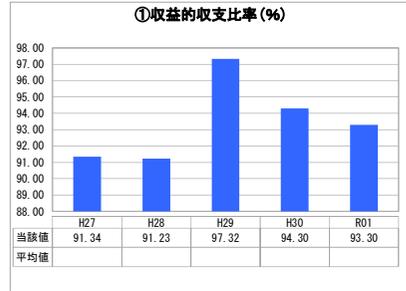
業務名	業種名	事業名	類似団体区分	管理者の情報
法非適用	下水道事業	農業集落排水	F1	非設置
資金不足比率(%)	自己資本構成比率(%)	普及率(%)	有収率(%)	1か月20m ³ 当たり家賃料金(円)
-	該当数値なし	20.11	98.00	3,561

人口(人)	面積(km ²)	人口密度(人/km ²)
15,689	70.16	223.62
処理区域内人口(人)	処理区域面積(km ²)	処理区域内人口密度(人/km ²)
3,150	1.50	2,100.00

グラフ凡例

- 当該団体値（当該値）
- 類似団体平均値（平均値）
- 【】 令和元年度全国平均

1. 経営の健全性・効率性



分析欄

1. 経営の健全性・効率性について

芳賀町の農業集落排水事業は、稲毛田・城興寺・上給・五行・東水沼・社后・ハツ木・下高中部の全8地区で採択されており、全地区において整備は完了している。現在は維持管理が主であり、劣化した施設機器の修繕や交換を計画的に進めている。

収益的収支比率については、東日本大震災の影響が大きく、震災後しばらくは低い状態が続いていたが、平成30年度、令和元年度は90%台半ば近くまで回復している。

経費回収率については、平成28年度には54.54%まで低下したものの、令和元年度は66.32%であり、漸進的な回復傾向にある。

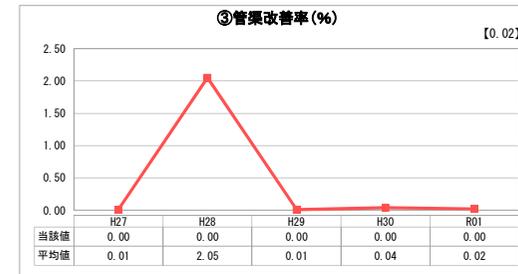
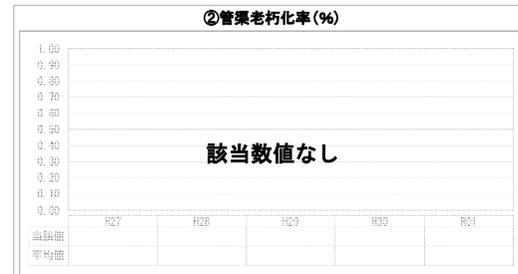
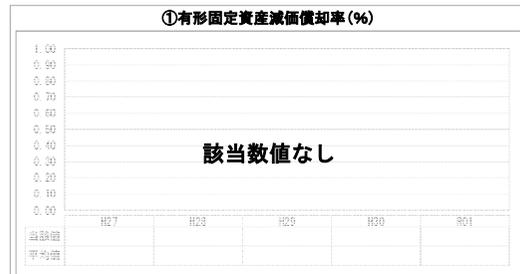
加入率が高く、全地区整備完了していることから、新規加入による増収は見込めず、人口減少に伴い、使用料収入は今後減少していくことが予想される。一方、施設の老朽化等による修繕の支出は増加が見込まれるため、使用料の見直しなどにより、今後適正な料金収入を検討していく必要がある。

2. 老朽化の状況について

稲毛田地区、上給地区、城興寺地区、五行地区は町内8地区の中でも供用開始が早く、使用年数が30年程度となっている。不明水のある箇所については、調査を実施し管渠修繕を進めていく予定である。

老朽化した管渠については、計画的な更新を検討していく。

2. 老朽化の状況



全体総括

町内全8地区の整備が完了しており、新規加入等による大幅な増収などは見込めないため、今後は更なる費用削減を検討するとともに、汚水処理に係る費用を賄うためには、適正な使用料を確保すべく、使用料の徴収方法や料金体系の見直しを検討する必要があります。

※ 法適用企業と類似団体区分が同じため、収益的収支比率の類似団体平均等を表示していません。

投資・財政計画 (収支計画)

(単位:千円, %)

区 分		年 度		前々年度 (決算)	前年度 (決算) [見込]	本年度	R3	R4	R5	R6	R7	R8	R9	R10	R11
収益的収入	収益的収入	1 総 収 益 (A)		162,767	165,757	165,123	162,465	167,022	160,953	155,717	151,178	147,324	133,584	124,394	108,297
		(1) 営 業 収 益 (B)		44,825	45,136	45,007	45,140	45,274	45,408	45,542	45,675	45,562	45,450	45,337	45,224
		ア 料 金 収 入		44,825	45,136	45,007	45,140	45,274	45,408	45,542	45,675	45,562	45,450	45,337	45,224
		イ 受 託 工 事 収 益 (C)													
		ウ そ の 他													
		(2) 営 業 外 収 益		117,942	120,621	120,116	117,325	121,748	115,545	110,175	105,503	101,762	88,134	79,057	63,073
		ア 他 会 計 繰 入 金		113,496	107,547	112,078	110,294	109,775	103,712	107,329	105,503	101,762	88,134	79,057	63,073
		イ そ の 他		4,446	13,074	8,038	7,031	11,973	11,833	2,846					
		2 総 費 用 (D)		81,259	82,448	68,485	73,908	71,831	69,828	68,012	66,334	64,775	63,327	62,143	61,154
		(1) 営 業 費 用		58,573	64,149	52,393	60,000	60,000	60,000	60,000	60,000	60,000	60,000	60,000	60,000
ア 職 員 給 与 費															
ウ ち 退 職 手 当															
イ そ の 他		58,573	64,149	52,393	60,000	60,000	60,000	60,000	60,000	60,000	60,000	60,000	60,000		
(2) 営 業 外 費 用		22,686	18,299	16,092	13,908	11,831	9,828	8,012	6,334	4,775	3,327	2,143	1,154		
ア 支 払 利 息		22,686	18,299	16,092	13,908	11,831	9,828	8,012	6,334	4,775	3,327	2,143	1,154		
ウ ち 一 時 借 入 金 利 息															
イ そ の 他															
3 収 支 差 引 (A)-(D) (E)		81,508	83,309	96,638	88,557	95,191	91,125	87,705	84,844	82,549	70,257	62,251	47,143		
資本的収入	資本的収入	1 資 本 的 収 入 (F)		5,295	9,870	7,374	7,546	13,753	9,959	4,766	4,772	4,767	4,761	4,756	4,750
		(1) 地 方 債				2,500	2,800	9,000	5,200						
		ウ ち 資 本 費 平 準 化 債													
		(2) 他 会 計 補 助 金		2,611	8,170	2,190	2,196	2,203	2,209	2,216	2,222	2,217	2,211	2,206	2,200
		(3) 他 会 計 借 入 金													
		(4) 固 定 資 産 売 却 代 金													
		(5) 国 (都 道 府 県) 補 助 金													
		(6) 工 事 負 担 金		2,684	1,700	2,684	2,550	2,550	2,550	2,550	2,550	2,550	2,550	2,550	2,550
		(7) そ の 他													
		2 資 本 的 支 出 (G)		96,504	96,579	100,938	100,986	108,744	100,884	92,271	89,416	87,116	74,818	66,807	51,693
(1) 建 設 改 良 費		3,083	1,368	2,452	1,800	1,800	1,800	1,800	1,800	1,800	1,800	1,800	1,800		
ウ ち 職 員 給 与 費															
(2) 地 方 債 償 還 金 (H)		93,421	95,211	95,986	96,386	97,944	93,884	90,471	87,616	85,316	73,018	65,007	49,893		
(3) 他 会 計 長 期 借 入 金 返 還 金															
(4) 他 会 計 へ の 繰 出 金															
(5) そ の 他				2,500	2,800	9,000	5,200								
3 収 支 差 引 (F)-(G) (I)		△ 91,209	△ 86,709	△ 93,564	△ 93,440	△ 94,991	△ 90,925	△ 87,505	△ 84,644	△ 82,349	△ 70,057	△ 62,051	△ 46,943		

投資・財政計画 (収支計画)

(単位:千円, %)

年 度	前々年度 (決算)	前年度 (決算 見込)	本年度	R3	R4	R5	R6	R7	R8	R9	R10	R11
収 支 再 差 引 (E)+(I) (J)	△ 9,701	△ 3,400	3,074	△ 4,883	200	200	200	200	200	200	200	200
積 立 金 (K)	200	200	200	200	200	200	200	200	200	200	200	200
前年度からの繰越金 (L)	16,210	5,809	2,209	5,083								
前年度繰上充用金 (M)												
形 式 収 支 (J)-(K)+(L)-(M) (N)	6,309	2,209	5,083									
翌年度へ繰り越すべき財源 (O)												
実 質 収 支 黒 字 (P)	6,309	2,209	5,083									
(N)-(O) 赤 字 (Q)												
赤 字 比 率 ($\frac{(Q)}{(B)-(C)} \times 100$)												
収益的収支比率 ($\frac{(A)}{(D)+(H)} \times 100$)	93.2%	93.3%	100.4%	95.4%	98.4%	98.3%	98.3%	98.2%	98.2%	98.0%	97.8%	97.5%
地方財政法施行令第16条第1項により算定した 資金の不足額 (R)												
営 業 収 益 - 受 託 工 事 収 益 (B)-(C) (S)	44,825	45,136	45,007	45,140	45,274	45,408	45,542	45,675	45,562	45,450	45,337	45,224
地方財政法による 資金不足の比率 ((R)/(S)×100)												
健全化法施行令第16条により算定した 資金の不足額 (T)												
健全化法施行規則第6条に規定する 解消可能資金不足額 (U)												
健全化法施行令第17条により算定した 事業の規模 (V)												
健全化法第22条により算定した 資金不足比率 ((T)/(V)×100)												
他 会 計 借 入 金 残 高 (W)												
地 方 債 残 高 (X)												

○他会計繰入金

(単位:千円)

年 度	前々年度 (決算)	前年度 (決算 見込)	本年度									
収 益 的 収 支 分	113,496	107,547	112,078	110,294	109,775	103,712	107,329	105,503	101,762	88,134	79,057	63,073
うち基準内繰入金	113,496	107,547	112,078	110,294	109,775	103,712	98,483	93,950	90,091	76,345	67,150	51,047
うち基準外繰入金							8,846	11,553	11,671	11,789	11,907	12,026
資 本 的 収 支 分	2,611	8,170	2,190	2,196	2,203	2,209	2,216	2,222	2,217	2,211	2,206	2,200
うち基準内繰入金												
うち基準外繰入金	2,611	8,170	2,190	2,196	2,203	2,209	2,216	2,222	2,217	2,211	2,206	2,200
合 計	116,107	115,717	114,268	112,490	111,978	105,921	109,545	107,725	103,979	90,345	81,263	65,273